

新型コロナ感染症対策に関する基本的な考え方

市川市教育委員会

現在、感染状況は落ちついており、イベントの人数制限や公共施設の利用時間等、規制緩和が進んでいます。学校におきましては、引き続き感染症対策に取り組み「新たな学校生活スタイルガイドライン」に沿って教育活動を行ってまいります。

新型コロナ感染症対策における教育委員会の基本的な考え方につきましては、これまで緊急事態宣言発令時などのタイミングでお示ししてきましたが、このたび新たな内容を加えてまとめました。(下線部が新たな内容)

【目次】

- ① 感染防止対策の基本
- ② マスクの着用
- ③ 特に留意すべき教育活動
- ④ 家族や本人の体調不良時
- ⑤ 学校で感染者が判明した場合
- ⑥ 感染者の公表
- ⑦ 教職員、児童生徒の感染状況
- ⑧ 感染拡大時の対応
- ⑨ 欠席扱いにしない場合
- ⑩ オンライン指導について
- ⑪ 今後の想定

①感染防止対策の基本

一般に言われている感染経路は「飛沫感染」「接触感染」「マイクロ飛沫感染」の3つです。学校では、人から人への感染を防ぐために、感染経路を絶つよう対策を講じています。

【飛沫感染】

飛沫が飛ぶような行為をしないこと、人ととの距離をとること、マスクを常時正しく着用することなどで防止しています。人ととの距離が近くてもマスクを正しく着用していれば感染リスクは低減できます。マスクは不織布が最も効果が高いと言われており、布マスクやウレタンマスクは、それだけの着用では効果が低いとされています。

【接触感染】

多くの人が触れる箇所の消毒や、手指消毒(手洗い)で防止しています。学校では共用箇所の消毒をしていますが、街中では電車のつり革など、常に消毒されているわけではありません。

したがいまして、手指消毒(手洗い)の徹底や、むやみに自分の目や口を触らないことなどの指導は、子ども自身が自分の身を守ることにつながります。コロナ禍においては大変重要な習慣ですので、学校では繰り返し指導しています。

【マイクロ飛沫感染】

いわゆるエアロゾル感染と呼ばれています。一部では空気感染と認識されていますが、空気感染とは違うようです。細かな粒子が空気中を漂い、それを吸うことで感染しますので、適切な換気によって防止します。換気といっても30分に1回というような換気ではなく、常に空気の流れをつくることが大事です。

そこで学校では、マイクロ飛沫感染を防ぐために、季節を問わず2方向の窓は必ず開けるなど、徹底した換気に努めています。

[»【目次に戻る】](#)

②マスクの着用

不織布マスクの着用が浸透してきました。ご協力いただきありがとうございます。

学校ではできる限りマスクの着用を心掛けていますが、どうしてもマスクを外す場面はあります。具体的には、給食、うがいや歯磨き、リコーダーなどの楽器演奏、体育の授業や部活動です。

給食では、「前向き」「黙食」を徹底しています。子どもたちにとって給食は楽しみな時間なのですが、コロナ禍においては我慢をしてもらっています。

うがいや歯磨きでは、飛沫が飛散しないよう周囲の子どもに十分注意することや、水を出しつぱなしにして個々の子どもが蛇口に触れないなどの工夫をしています。

リコーダーでは、息を吐きますので特に飛沫が出ます。以前、感染した子どもが音楽の時間にリコーダーを演奏していたことがありました。その際、周囲の子どもたちが2m以内の距離にいたことで、保健所から濃厚接触者と認定されました。PCR検査の結果は全員陰性でしたが、その後は、リコーダーを演奏する際は2m以上の距離をとることを再度周知徹底しています。鍵盤ハーモニカや吹奏楽も同様です。

体育の授業や部活動では、気候が涼しくなると多くの場面でマスク着用ができます。マスクを着用しない場合は人ととの距離を2m以上保つよう指導しています。

マスク着用に関しては、体質的に着用できない方、暑い時期に着用することによる熱中症のリスク、着用そのものに疑問を持たれている方など、様々な事情や状況、考え方があり、一律や形式的な対応には十分注意しなければならないものと考えています。

[【目次に戻る】](#)

③特に留意すべき教育活動

【部活動】

感染拡大時には、高等学校の部活動における感染例が多く報道されました。特に気をつける場面は、ロッカールームや下校中の会食、寮での生活など、活動外の行動とも言われていますが、そのような場面がない小中学校においても感染リスクがあります。

事前の健康管理や健康観察がより一層重要であり、特に屋内競技は体育館等の換気が不可欠ですので十分に気をつけていきます。

【泊を伴う校外学習】

宿泊学習では、学校生活よりも感染リスクが高いと思われる場面があります。緊急事態宣言が解除されても十分な配慮が必要です。

実施にあたっては、学校規模や宿泊の条件等によって異なりますので、当事者となる学校と保護者の方々が感染リスクと教育的意義を勘案して決めていくこととなります。

実施する場合は、感染リスクを減らすための行動を徹底させるとともに、現地で感染が判明した際の対応など、様々な事態を想定しなければなりません。特に感染リスクが高まる場面としては、食事、バスの中、入浴、就寝時があげられます。

食事では、主にアクリル板の使用と黙食により対応します。

バスの中では、マスク着用や会話を控えるなどの行動に注意するほか、バス内の換気状況を業者に確認しています。

入浴では、会話を控えて可能な限り短時間で済ませます。

就寝時では、1部屋の人数をできるだけ少なくするほか、マスク着用や寒い時期であっても部屋のドアを開けるなどして空気の流れをつくります。

その他、部屋での自由時間など、教師の目が行き届かない場面もありますが、事前指導を徹底し、子どもたちの感染防止意識を高めてまいります。

[\[目次に戻る\]](#)

④家族や本人の体調不良時

学校での感染を防ぐことができている要因のひとつに、ご家族や子ども本人が体調不良の場合、自主的に登校を控えてくださっていることがあげられます。保護者の皆様のご協力に感謝申し上げます。

これまで、「発熱したが回復したので登校したところ、再び発熱したので医療機関で検査したら感染していた」といった事例が複数ありました。難しい判断ではありますが、体調不良時は早い段階で医療機関に診てもらうか、症状が完全に落ち着くまではしばらく登校を控えていただくことで、学校での感染リスクを低減できます。ブレイクスルー感染が指摘されていますので、ワクチン接種を終えた場合でも同様の対応をお願いします。

なお、ご家族が医療機関で検査をして、インフルエンザなど新型コロナ以外の診断を受けた場合、またはワクチン接種による副反応を起こした場合など、発熱理由が明確なケースは学校に連絡の上、子どもの登校を控えていただく必要はありません。

[【目次に戻る】](#)

⑤学校で感染者が判明した場合

感染者の「発症日」と「最終登校日」、学校での「濃厚接触者」を確認して対応します。

発症日

学校で感染者が確認された場合、校内の濃厚接触者を特定します。その際、感染者の「発症日」が重要です。発症日とは、感染者の症状(咳、発熱等)が現れた日であり、無症状の場合はPCR検査等を実施した日となります。

濃厚接触者

校内の濃厚接触者の範囲は、感染者の感染可能期間(発症2日前～退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間)に、接触した子どもや教職員です。

家族に体調不良者がいてしばらく登校を控えているようなケースは、たとえその後、本人に感染が判明しても校内での濃厚接触者はいないことになります。昨日(一昨日)まで登校していた子どもの感染が判明した場合、校内の濃厚接触者を特定する必要がでてきます。

単に短時間会話をしたとか、体に触れただけでは濃厚接触者とはなりません。厳密に言いますと、学校では「濃厚接触者候補」と「検査対象者候補」の2つを特定します。

【濃厚接触者候補】

文部科学省の通知やこれまでの保健所の判断を参考にして、本市では原則次のようなケースとしており、学校での状況を確認します。

- ・1m以内の距離で互いにマスク無しで会話した者
- ・1m以内の距離で必要な感染予防対策無しで15分以上の接触があった者
(マスクをしていても鼻出しマスクは該当)
- ・2m以内の距離でリコーダー等の管楽器を演奏した者
- ・感染者の飛沫(咳、くしゃみ、つば等)に直接触れた可能性が高い者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護した者 等

【検査対象者候補】

濃厚接触者候補とは言えないものの、念のために気を付けた方がよいという対象者です。三密となりやすい環境や、濃厚接触が生じやすい環境等において、文部科学省の通知やこれまでの保健所の判断を参考にして、本市では原則次のようなケースとしており、学校での状況を確認します。

- ・感染者と物理的距離が近い者(同一の学級)
(感染者と一緒に登下校、同一の部活動、放課後保育クラブ、放課後子ども教室等)
- ・物理的距離が離れていても感染者と接触頻度が高い者
・換気が不十分な会議室、更衣室、休憩室等で感染者と接触した者

対応の考え方

【発症2日前の期間に登校していない場合】

校内での濃厚接触者候補や検査対象者候補はいませんので、臨時休業はしません。感染者の家族の中に、既に体調不良の方がいらっしゃり、大事をとってしばらく登校を控えていた、といったケースがこれにあたります。

【発症2日前の期間に登校していた場合】

学校での感染対策を遵守していれば、基本的に校内での濃厚接触者候補はいませんので、1学期までは臨時休業(学級閉鎖)をすることはほとんどありませんでした。

しかし、2学期からは変異株の感染力を考慮し、感染可能期間の調査を学校が行い、教育委員会が判断するため、当該学級を1～3日間程度閉鎖することがあります。

校内で濃厚接触者候補が確認された場合は、保健所と協議し、PCR検査実施等の対応を行います。また、濃厚接触者候補が確認されなくても、他に体調不良者がいるかどうか慎重に状況を見極めます。

この対応を「状況確認のための臨時休業」と呼んでいます。

もし、課業時間中(授業中)に感染者の報告があった場合は、予定していた下校時刻前に下校することもあります。また、当該の子どもが部活動、放課後保育クラブ、放課後子ども教室を利用していた場合、同じ時間帯に利用していた子どもは検査対象者候補となりますので、学校やクラブ等から指示があるまで、登校は控えて下さい。
(欠席扱いにはなりません)

児童生徒の感染事例は今もなお報告されていますので、感染拡大時には、市内の小・中学校で「状況確認のための臨時休業」(学級閉鎖)が頻発することがあります。しかしながら、そのことをもって、各学校で感染が拡大しているということではありません。

「状況確認のための臨時休業」期間中の調査結果により、校内で感染が広がる恐れがあると教育委員会が判断した場合は、保健所や学校医と協議をして、感染の規模(学級、学年、学校)に応じて、引き続き臨時休業とします。

この対応を「感染が拡大している可能性のある場合の臨時休業」と呼んでいます。

「状況確認のための臨時休業」と、「感染が拡大している可能性がある場合の臨時休業」とでは意味合いが違いますので、ご理解をお願いします。なお、「状況確認のための臨時休業」は1~3日間を基本とし、「感染が拡大している可能性がある場合の臨時休業」は、更に5~7日の閉鎖を追加します。

「感染が拡大している可能性がある場合の臨時休業」の判断基準としては、同一学級内で感染経路不明の陽性者が複数確認された場合は「学級閉鎖」、複数の学級が学級閉鎖をした場合は「学年閉鎖」、複数の学年が学年閉鎖をした場合は「学校閉鎖(休校)」とされています。

[【目次に戻る】](#)

⑥感染者の公表

学校で感染者が確認された場合、子どもと教職員とを区別して対応しています。

子どもが感染した場合は、当該校の保護者に対して、感染者発生状況等を伝えます。なお、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように、個人情報の保護に留意し、氏名は伝えません。しかしながら、当該クラスの子どもたちに対しては、感染した子どもの保護者の了解を得たうえで、できるだけオープンに対応するようにしています。

これは、コロナに感染するのは誰にでも起こりうることですし、隠すことでもないという感覚を全ての子どもに持ってもらいたいとの思いからです。クラスの子どもたちにさえ感染したことを伏せてしまふと、当該の子どもは、いつかは友達に知られてしまうのではないか、と不安な日々を過ごしてしまうのではないかと思います。

むしろ感染したことをオープンにして、当該の子どもが教室に戻ってきたときはクラス全員で温かく迎えることが大切ですし、学校でも徹底して指導しています。コロナいじめが社会問題となっていますが、本市においてはそのようなケースはないものと認識しています。

教職員については、PCR検査を受けると結果が分かるまでは勤務できませんので、その旨を当該校の保護者に伝えます。また、感染が確認された場合は、市民向けのメールにて、市の職員が感染した場合と同様に、年代、性別、職種、経路等を市民に周知しています。いずれの場合も個人名は伝えません。

なお、積極的な公表は上記のとおりですが、教育委員会にお問い合わせいただければ、感染者の在籍する学校名まではお伝えしています。

(問い合わせ先: 義務教育課 047-383-9261)

[【目次に戻る】](#)

⑦教職員、児童生徒の感染状況

昨年6月、本市ではじめて児童生徒の感染が確認されてから、今年の夏休み前までに確認された、児童生徒の感染者数は148名、教職員は14名です。多くは、先に家族の感染が判明してPCR検査を行った結果、陽性反応が出るという家庭内感染の例ですが、本人のみが発熱した感染経路不明の事例(以下:感染経路不明者)もあります。

感染拡大時と重なった夏季休業中に報告のあった教職員や児童生徒の感染者数は、301名(内:放課後保育クラブに通所している児童46名)であり、夏休み前までの感染者数を大きく超えました。また、これまで感染者の大半を占めていた家庭内感染の割合と、感染経路不明者の割合が同程度になりました。

夏休み中には部活動中の感染例も若干ありましたが、いずれも密閉空間でマスク無しで活動するなど、感染対策が十分とは言えない中での感染でした。なお、対策をしている中では、部活動や放課後保育クラブ内での感染例は確認されませんでした。

2学期以降(9月1日～10月31日)における児童生徒の感染者数は63名で、そのうち発症2日前に感染した子どもが登校したため「状況確認のための臨時休業(学級閉鎖)」を実施した件数は21件です。ほとんどが9月に集中していました。

なお、学級内で子どもから子どもに感染するなどして「感染が拡大している可能性がある場合の臨時休業」を実施した事例はありません。

また、感染者が確認された学校では、事後2週間の子どもや保護者の状況を経過観察していますが、短期間に子どもや保護者の感染が続けて確認されるなど、校内で感染が広がっているような様子は見られませんでした。

しかしながら、感染の再拡大に備え気を緩めることはできません。変異株であっても、三密(密集、密接、密閉)の回避や、黙食、換気、マスクの適切な着用、手洗いなどが有効とされていますので、引き続き警戒を高め、対策を徹底してまいります。

[›【目次に戻る】](#)

⑧感染拡大時の対応

子どもたちは学校生活の中で友人や教師などとのかかわりを通して様々なことを学んでおり、授業においても、他の子どもの多様な考えに触れながら視野を広げたり、学びを深めたりしています。また、生活リズムを整え、適度な運動習慣を保持するためにも、学校での生活は子どもの成長にとって欠かせないものだと考えます。

感染拡大時は、学校に行きたくないと思う子どもや、通わせたくないと考える保護者がいらっしゃる一方、学校に行きたい子どもや、通わせたいと考える保護者もいらっしゃいます。様々な事情や考え方がある中で、登校する子どもと登校を自粛する子どもの両方に対応できるようにするためにには学校は可能な限り開いておく必要があります。

いわゆるロックダウンなど、地域の社会経済活動を停止するような場合は、当然学校も一斉休校となります。小中学校が感染震源地（エピセンター）とまでは言えない中、学校だけを閉じることは教育的観点からも合理性からも慎重な判断が必要です。

つきましては、本市においては感染拡大時であっても市内一斉休校等は行わず、感染者が確認された学校毎に対応することとしております。

ただし、現在の感染対策では学校での感染拡大を抑えることが困難と判断した場合には、やむを得ない措置ではありますが、市内一斉の休校や学級・学年別登校などを講じていく場合があると考えています。

学校での感染拡大の抑制が困難となる要因としては、感染状況の更なる悪化、感染力がより強い変異株の蔓延、冬場に向けて空気の乾燥や換気の難しさなどがあげられます。

なお、特別支援学校については、教育委員会と学校が協議し、児童生徒の実態や特性に応じた対応となります。

[【目次に戻る】](#)

⑨欠席扱いにしない場合

コロナの影響で登校しなかった場合、学籍上は「出席停止扱いとする」とか「欠席扱いにはしない」と表現しています。保護者にとっては、分かりにくく、進学に影響するのではないか、といった声もあります。

進学先に提出するいわゆる内申書は、「指導要録」(学校の公簿)に基づいて作成しており、「指導要録」の「出欠の記録」欄は以下の様式になっています。

※指導要録(参考様式)

授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなければならない日数	欠席日数	出席日数	備考
220	15	205	0	205	・感染不安による登校自粛(10日) ・忌引(5日)

コロナの影響で登校しないケースは、「感染又は濃厚接触者になった場合」と「感染不安による登校自粛」があります。どちらの場合も「出席停止・忌引等の日数」にカウントし、「欠席日数」にはカウントしません。

一部では、感染不安のため登校自粛した際、学校のオンライン指導を受けたのに何故「出席停止」なのか、との声があります。厳密に言いますと「出席停止」ではなく、「出席停止・忌引等の日数」の欄にカウントするだけですので、「欠席扱いにはしない」が正しい言い方です。

なお、「出席停止」は、学校保健安全法で定められた感染症に関する出欠の取り扱いで、「感染又は濃厚接触者になった場合」に適用されます。

保護者の心配する声を受け、文部科学省は、指導要録の「出席停止・忌引等の日数」の記載方法を「オンラインを活用した特例の授業・出席停止・忌引等の日数」や「出席停止・忌引・その他出席しなくてよいと認めた日数」とするなど、教育委員会の判断で名称変更してもよいと通知しました。

本市では特に名称変更はいたしませんが、上記のように「感染不安による登校自粛」の日数を「出席停止・忌引等の日数」にカウントした際には、理由も記載しますので、進路に影響することはありません。

[>【目次に戻る】](#)

⑩オンライン指導について

同時双方向のオンライン授業の需要が高まっています。正式の授業ではないので、文部科学省は「オンライン指導」としています。コロナ禍における活用場面は、「学級閉鎖や休校時におけるオンライン指導」と「コロナの影響で登校自粛している子どもに対する対面授業のライブ配信」です。

【オンライン指導】

教員には、通常の授業とは違った授業スキルが求められます。また、大学のような講義形式が中心となりますので、子どもの興味関心を高めるのが難しい面があります。それぞれの通信環境にもよりますが、全家庭が円滑に接続して授業を受けられるようにするには何度も経験を積む必要があります。なお本市では、通信環境が整っていないご家庭に対して一時的にルーター(データ量の上限有)をお貸します。

今後、起こりうる臨時休業(学級・学年閉鎖、休校等)に備え、学校ではオンライン指導を試みています。学校によっては、早めに下校させて6時間目を家庭でオンライン指導を受けさせたり、オンラインによる保護者会を試みたりするなど、それぞれ工夫しながら有事に備えています。学校から依頼があった場合はご協力をお願いします。

【対面授業のライブ配信】

教室でのやりとりをライブ配信します。時には授業に集中していない子どもを注意するような場面もありますが、教室の日常をご理解いただく機会にもなると思われます。

登校自粛をしている子どもや、濃厚接触者となって自宅待機をしている子どもへの対応など、多くの場面で有効に活用できる機能です。朝から下校までのライブ配信は難しいかもしれません、一部授業や朝の会、帰りの会など、学校の準備状況に応じて行ってまいります。

本市のICT環境整備の状況ですが、小学4年生から中学3年生までの一人1台のタブレットの配付(貸与)、各教室の高速通信ネットワーク(無線LAN)への接続が完了しております。

学校によっては、昨年度からZoomを活用してオンラインの練習をしていましたが、学校に配備したタブレットには、セキュリティーを考慮し、オンライン指導にも使用できるアプリケーションとしてMicrosoft Teamsが設定されています。教職員や子どもたちが慣れるまでに少々お時間をいただきたいと思います。

なお、小学1年生から3年生につきましては、来年3月に予定している配付までの期間における対応として、家庭の端末を使用して、学習に関する動画を視聴したり、個別学習ドリルを行ったりする等、家庭でも学びが継続できるよう配慮いたします。

国が進める「GIGAスクール」と「オンライン指導」の区別がつきにくいのですが、「GIGAスクール」は、個別最適な学びを実現するために、児童生徒一人1台の端末(タブレット)とWi-Fi等の環境整備を行うものであり、主に授業におけるICT機器の活用を想定しています。

しかし、新型コロナによって「オンライン指導」のみが注目されるようになりました。本市では、授業において遠方の子どもたちと意見交換を行ったり、専門家からお話を伺ったりすることなどを想定してMicrosoft Teamsをタブレットに搭載しております。

オンラインによる指導や授業のライブ配信は、休校や学級閉鎖、登校できない子どもへの対応としては有効ですが、あくまでも緊急時や限定的な場面での方法であり、特に五感を通じて学ぶ小中学生にあっては、対面授業の替わりになるものではありません。

[»【目次に戻る】](#)

⑪今後の想定

昨年2月、市内の施設で複数の感染者が判明した際、本市は市内一斉休校の判断をしました。当時は新型コロナがどのようなウイルスなのか全くわからない中、一定期間学校を閉じ、子どもたちの状況を確認するつもりでした。その後、国が全国一斉休校措置をとったことにより、結果的に休校は3か月間続きました。休校は子どもたちの生活に大きな影響を与えたと感じています。

本市ではこれまで多くの子どもたちが感染してしまったものの、感染対策をした学校内での感染例はなく、感染対策は効果的なことがわかってきました。12歳以上の子どもを含むワクチン接種も進んでいます。

一方、特に変異株に置き換わってからは、密閉空間で感染しやすいことを経験しました。また、子どもの感染割合が増えているとの報道もあります。新たな変異株の影響など見通しが立たない部分もあります。

教育委員会としましては、これまで経験してきたことを最大限に生かし、また最新の情報を収集しながら、多くの子どもたちにとって最適となる対応に努めてまいります。

[【目次に戻る】](#)